

平成28年8月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

平成28年8月12日午後3時30分より太子町教育委員会をB301会議室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・委員長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会主催名義使用許可について

太子町教育委員会後援名義使用許可について

太子町教育委員会平成27年度事務事業点検・評価について

平成28年度体育大会・運動会の日程について

太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を

定める条例の一部を改正する条例議案に係る報告について

第6. 議 事

議案第49号 平成29年度使用教科書の採択について

議案第50号 平成29年度使用一般図書の採択について

議案第51号 平成28年度太子町一般会計補正予算(第3号)

(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について

議案第52号 平成28年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第53号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第54号 学校指定の変更申立てに関する専決処理について

議案第55号 太子町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

議案第56号 太子町立学校教職員ストレスチェック制度実施規程の
制定について

第7. そ の 他

教育長人事について

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員長 三浦 淳子

委 員 福田敏博・福田幸代・圓尾健太郎・寺田寛文

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 次 長 木村 和義

管 理 課 長 首藤 武司

社会教育課長 渡邊 寧

文化会館長 田中 みずほ

管理課主査 大角 かおり

平成28年8月12日 午後3時30分開議

- 委員長 こんにちは。ただ今より平成28年8月の定例委員会を開催いたします。
毎日の暑さで皆さんも大変かとは思いますが。夏休みも半分を過ぎました。太子町も新しい町長さんになり約一週間で体制も色々と変わったかとは思いますが、教育委員会は教育委員会で皆様のご協力の下、今までどおり進めていきますのでよろしくお願い致します。それでは会議日程に基づいて進めていきたいと思ひます。
まず、前回の定例会の会議録についてご承認いただけますか。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 では、承認を福田幸代委員と寺田委員にお願いします。本日の会議録の署名委員に福田敏博委員と圓尾委員を指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願い致します。
また、本日の第52号議案から第54号議案につきましては個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 各委員 はい。結構です。
- 委員長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果および行事予定報告

- 委員長 それでは4番行事結果および行事予定について説明をお願いします。
管理課長 それでは行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。
<8・9・10月の行事結果並びに行事予定説明>
- 委員長 8・9・10月の行事結果と行事予定について説明していただきましたが、これについて何かご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 付け加えですが10月12日(水)に播磨西女性教育委員の会の研修会が福崎町であります。三浦委員長と私が出席の予定をしております。
- 委員長 他にはありませんか。
ないようでしたら、続いて5番の教育長報告をお願いします。

●教育長報告

- 教育次長 それでは始めさせていただきます。
6ページをお開きください。今月の教育長報告は太子町教育委員会主催名義使用許可2件、太子町教育委員会後援名義使用許可9件提出されております。
9ページをお開きください。太子町教育委員会主催名義使用許可について、どちらも西播地区中学校体育連盟からの申請ですのでまとめて報告させていただきます。行事名は第60回西播地区中学校総合体育大会、第68回男子・第31回女子西播地区中学校駅伝競走大会、実施日は平成28年10月22日(土)、実施場所は太子町総合公園陸上競技場周辺でございます。詳細は10ページをご参照ください。
続けて12-①ページをご覧ください。行事名は西播地区中学校新人体育大会、第26回

西播地区中学校新人陸上競技大会、実施日は平成 28 年 9 月 3 日(土)、実施場所は太子町総合公園陸上競技場でございます。詳細は 12-②ページをご参照ください。以上です。

委員 長 ありがとうございます。西播地区中学校体育連盟の主催名義使用許可申請についてご質問等ございますか。なければ次に進みますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委 員 長 それでは次の報告をお願いします。

教育次長 それでは太子町教育委員会後援名義使用許可についてご説明いたします。
14 ページをお開きください。太子町教育委員会後援名義使用許可について
1 件目、申請者は西播磨地区中学校教育研究会理科部長、谷口光氏。行事名は西播磨地区中学校理科教育研究大会、実施日は平成 28 年 10 月 19 日(水)、実施場所はたつの市立龍野西中学校でございます。詳細は 15 ページをご参照ください。以上です。

委員 長 ありがとうございます。1 件目の後援名義使用許可申請についてご質問等ございますか。なければ次の申請に進みますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委員 長 では次の申請について説明をお願いします。

教育次長 2 件目、17 ページをお開きください。申請者はたつの市陸上競技協会、八木利正氏。行事名は第 11 回西播地区中学校陸上混成リレー選手権大会、実施日は平成 28 年 7 月 31 日(日)ですのもう終わっております。実施場所は太子町総合公園陸上競技場でございます。詳細は 18 ページをご参照ください。以上です。

委員 長 事後報告になりますがご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委員 長 では次の申請について説明をお願いします。

教育次長 3 件目、20 ページをお開きください。申請者は兵庫県教職員組合揖龍支部、宮崎国浩氏。行事名は揖龍教育フェスティバル、実施日は平成 28 年 8 月 20 日(土)、実施場所はたつの市総合文化会館赤とんぼ文化ホールでございます。詳細は 21 ページをご参照ください。

委員 長 ご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委員 長 それでは次の申請について説明をお願いします。

教育次長 4 件目、23 ページをお開きください。申請者は西播磨地区小学校教育研究会生活科・総合的な学習部会長、水田理氏。行事名は西播磨地区小学校教育研究会生活科・総合的な学習研究大会、実施日は平成 28 年 11 月 17 日(木)、実施場所はたつの市立半田小学校でございます。詳細は 24 ページをご参照ください。以上です。

委員 長 ご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委員 長 それでは次の申請について説明をお願いします。

教育次長 5 件目、26 ページをお開きください。申請者は赤とんぼ杯実行委員会委員長、北峯照之

氏。行事名は西播磨地区中学生英語スピーチコンテスト（赤とんぼ杯）、実施日は平成 28 年 11 月 19 日（土）、実施場所は龍野経済交流センターでございます。詳細は 27 ページをご参照ください。

委員長 質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 それでは次の申請について説明をお願いします。

教育次長 6 件目、29 ページをお開きください。申請者は相生・赤穂カッパ友の会会長、柴田富夫氏。行事名は劇団カッパ座公演「雨の贈りもの」、実施日は平成 29 年 2 月 4 日（土）、実施場所は赤穂市文化会館でございます。詳細は 30 ページをご参照ください。以上です。

委員長 質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 それでは次の申請について説明をお願いします。

教育次長 7 件目、33 ページをお開きください。申請者はサポートが必要な子の親の会すまいりい代表、福田佳子氏。行事名は講演会「LD・ADHD等の心理的擬似体験ワークショップ」、実施日は平成 29 年 1 月 29 日（日）、実施場所は太子町保健福祉会館でございます。詳細は 34 ページをご参照ください。

委員長 質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 それでは次の申請について説明をお願いします。

教育次長 8 件目、34-①ページをお開きください。申請者は太子町立太子西中学校長、藤本岩男氏。行事名は第 4 回定期演奏会、実施日は平成 28 年 8 月 27 日（土）、実施場所は太子町文化会館あすかホールでございます。詳細は 34-②ページをご参照ください。以上です。

委員長 質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 それでは次の申請について説明をお願いします。

教育次長 9 件目、34-⑤ページをお開きください。申請者は揖保郡陸上競技協会会長、野内博司氏。行事名は第 16 回揖保中学校新人陸上競技大会、実施日は平成 28 年 9 月 10 日（土）、実施場所は太子町総合運動公園陸上競技場でございます。詳細は 34-⑥ページをご参照ください。以上で後援名義申請の報告を終わります。

委員長 質問等はございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 それでは次の教育事務事業の点検・評価について報告をお願いします。

教育次長 37 ページをお開きください。「学校教育の充実」につきましては 8 月 2 日に須田正信先生、山本繁信先生より、「社会教育の充実」につきましては 7 月 19 日に太子高校松浦りつ子校長先生、森田静重先生より事務事業評価を受けました。その報告をさせていただきます。

＜「平成 28 年度（平成 27 年度事業対象）教育事務事業の点検・評価」朗読＞

- 委員長 ありがとうございます。今の報告についてご質問ございますか。
- 委員 勉強不足で申し訳ございません。「まなび・かふえ」とはどういったものですか。
- 社教課長 太子高校の生徒で第二外国語として中国語やハングル語を学んでいる子達が教える側になって語学の勉強をするものです。1 回 1 時間程度です。
- 委員 講座みたいなものですか。
- 社教課長 そうです。
- 教育次長 場所は役場の交流館です。
- 委員 週 1 回ですか。
- 社教課長 とりあえずは夏休みを利用して試してみようということで、夏休み期間に 3 回です。すでに 2 回終わっているのであと 1 回の予定です。評判としては続けてほしいという声が上がっておりますが、学校行事との兼ね合いもありますのでこれから検討する必要があります。
- 委員長 参加人数はどのくらいですか。
- 社教課長 資料が手元にないのですが、1 回目は交流館 2 階のスペース 3 の部屋がいっぱいになるくらいたくさん来ていただきました。2 回目は部屋が変わって、中国語の参加者はだいぶ少なかったのですが、ハングル語は 10 人強といったところです。3 回の講座は 3 回で完結という訳ではなく、1 日完結を 3 回しますので 3 回全部来なくても時間のあるときに 1 回来てもらえたらいいように高校生も内容を考えてくれています。
- 教育次長 1 回目は 30 人くらいでした。
- 社教課長 神戸新聞にも取り上げていただきました。
- 委員長 これからも続けていく予定ですか。
- 社教課長 単発よりは今回のように何回かまとめて実施できたほうがいいと思うのですが、先ほども申しましたように学校行事との兼ね合いもありますので難しいところもあります。これから具体的に話を詰めていくところです。
- 委員長 曜日はいつされているのですか。
- 社教課長 土曜日の 11 時から 12 時です。カフェはらっぱのコーヒーやジュースを注文して、それを飲みながら勉強ばかりではなしに緩やかな感じでやっています。
- 委員長 費用はどうしているのですか。
- 社教課長 参加費は資料代として 100 円いただいています。飲み物は実費です。
- 委員 高校生が活躍するということが狙いですか。
- 社教課長 それもありますし、地域の方同士の交流ですね。太子高校ではこんなこと勉強していますという PR にもなるし、異世代の交流もできますし、語学の勉強もできます。町と太子高校が連携の協定を結んだのでその一つとして実施しました。
- 委員長 他にご意見ありませんか。ないようでしたら次、体育大会の日程についてお願いします。
- 教育次長 57 ページをお開きください。
- ＜「平成 28 年度 体育大会・運動会の日程及び役割分担」朗読＞

委員 長 皆様、小学校はもう終わっておりますが、中学校・幼稚園の運動会にはご出席いただきますようよろしくお願いします。

では次の報告、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例議案に係る報告について説明をお願いします。

教育次長 61 ページをお開きください。第 1 条は子ども・子育て支援法施行令を改正したことにより、母子世帯などの要保護世帯等の負担軽減措置の拡大や多子世帯に係る特例措置の拡充など、国施策である幼児教育の段階的無償化を行うための条例改正で、第 2 条は平成 26 年度の子ども・子育て会議において示した方針により段階的に保育料を引き上げるものによる条例改正です。詳細については担当課長より説明いたします。

管理課長 <「太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例議案に係る報告について」説明>

幼稚園保育料を段階的に引き上げる部分については教育委員会だけの改正になるのですが、要保護世帯等の軽減につきましては保育所・認定こども園にも影響しますので社会福祉課と調整した結果、社会福祉課から 9 月議会に上程する予定で準備しております。以上です。

委員 長 今回の説明について何かご意見ございますか。

教 育 長 これは近隣市町も同じですか。

管理課長 いえ。独自ですが、第 1 条の要保護世帯等の軽減についてはこれまでの保育料の 9 割の半額程度になるので、もとの幼稚園保育料が違うことはあっても考え方は同じようにしてくると思われます。

委 員 要保護世帯等の 28 年度保育料である 2,900 円というのはどんな計算ですか。

管理課長 要保護世帯等の 2,900 円というのは第 3 階層の第 1 子の保育料なので、通常の世界帯の同じ階層を見ていただくと 6,500 円です。6,500 円の 9 割の半額は 2,900 円ということです。ちなみに、要保護世帯等の 29 年度保育料である 3,100 円は通常の世界帯の同じ階層が 6,500 円から 7,000 円に上がるので、7,000 円の 9 割の半額である 3,100 円となります。

委 員 要保護世帯等の改正後国基準の 7,550 円も同じ計算ですか。

管理課長 これは現行の国基準である 15,100 円の半額です。

教育次長 今回の改正はこれまで 15,100 円であった保育料を半額にして、要保護世帯等にはさらに手厚くしようという国の改正です。

管理課長 15,100 円というのも基本の 16,100 円のほぼ 9 割、その半額が 7,550 円ということです。

委 員 もともと 28 年 4 月はずえずに、29 年から上がるということですか。

管理課長 保育料の引き上げは去年から段階的に実施しているもので町独自でやっています。ただ国基準の半額まで一気に上げると保護者負担が大きいので段階的に上げていこうということです。それはそれで動いているのですが、国が太子町とは別次元で要保護世帯等には手厚く保護しようという改正をしましたので、上げるのと下げるのとでややこしくなっています。

委 員 保護者にとっては保育所やこども園と幼稚園の保育料を比較しますよね。

管理課長 こども園は高いですね。

委 員 上がったといってもそれよりはだいぶ安いですね。

管理課長 幼稚園保育料は上げる方向で動いていますが、これもどうなるか分かりません。条例を議会に上げるかどうかで町長の判断もありますし、上げたところで議会の判断もありますので。事務局としては今までの流れを踏襲したいと考えております。

委 員 国がそういう方針なら仕方ないね。ただ保護者は2,900円が3,100円になるってところしか見ないから「何で上がるんやろ」て思うやろね。

委 員 全体の流れを見たらだいぶ安いことは分かるんやけどね。

委 員 長 他にご意見ありませんか。ないようでしたら第49号議案よろしくをお願いします。

●議案

管理課長 <第49号議案「平成29年度使用教科書の採択について」朗読>
68ページをお開きください。平成28年度に中学校、平成27年度に小学校の教科書が改訂されておりますので、平成29年度もその同じ教科書を使うということでございます。以上でございます。

委 員 長 ご質問等ありませんか。特に問題ないようでしたら議決ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委 員 長 それでは、続いて議案第50号をお願いします。

管理課長 <第50号議案「平成29年度使用一般図書の採択について」朗読>
74ページをお開きください。一般図書につきましても、先程と同様でございます。

委 員 これも去年と同じですか。

管理課長 こちらは若干変更があります。西播磨教科用図書採択地区協議会からの通知によります。詳細を確認してなくて申し訳ないのですが、書写と算数が変わっていたと思います。

委 員 長 タイトルの後にある数字は学年ですか。

管理課長 どうでしょう。

教 育 長 私も一般図書には関わってなかったので分からないですね。

委 員 長 くり上がり、くり下がりって2年生やけど4で書いてあるから版数かもしれないですね。何かご質問ありますか。特になければ議決ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委 員 長 それでは、議案第51号をお願いします。

管理課長 <第51号議案「平成28年度太子町一般会計補正予算(第3号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について」朗読>
まず、管理課から説明させていただきます。76ページをお開きください。
歳入の15県支出金ですが、今年度より開設しております適応教室がたまたま国の事業に該当しております。近隣の市町では該当していません。単年度ではありますが

1,988,000 円の補助があります。次に歳出の 1 教育総務費 3 教育振興費 7 賃金の適応指導教室指導員賃金でございますが、先ほどの補助があるからという訳ではないのですが、今現在、適応指導教室の指導員は午前 9 時から午後 1 時までの勤務です。学校と指導員が連携をとるためには 3 時半以降くらいでないと学校の先生の時間が取れません。また、通所している生徒の中には他の子がいると入室できない子もいるので、指導員の勤務時間を長くして対応したいと考えておりますので、1,575,000 円の増額補正をさせていただきたいと思います。それから、2 小学校費 1 学校管理費 11 需用費で修繕料といたしまして、早急に修繕が必要なものとして太田小学校の渡り廊下の塗装、同じく太田小学校の非常階段が錆びて危険な状態です。あと、石海小学校の高圧開閉器及び高圧ケーブルの改修、同じく石海小学校の給食配膳室の出入り口が雨漏りをしております。以上 4 箇所の修理のための 2,277,000 円の追加でございます。6 保健体育費 4 給食センター費ですが、新しい給食センター用地の購入にかかる諸経費を要求いたします。管理課は以上でございます。

社教課長 続いて社会教育課の説明をさせていただきます。

歳入の 21 町債ですが、国・県の補助の残りをいわゆる借金するもので、64,000,000 円の追加でございます。続きまして歳出ですが、5 社会教育費 5 文化財保護費 15 工事請負費で指定文化財説明板設置工事費ですが、企画政策課の「提案型ふるさとづくり協働事業」という県の事業に連携したもので、斑鳩寺境内の 3 箇所に看板を設置する費用として 180,000 円の追加でございます。9 総合センター費 13 委託料については前からお話しておりますとおり、南総合センターの建て替え工事にかかるもので、当初予算編成時には工事着手時期が未定だったため計上していなかった部分で、改築解体設計委託料 2,301,000 円、改築工事監理委託料 1,375,000 円、改築移転業務委託料 322,000 円でございます。仮事務所は石海公民館に間借する予定をしております、建て替え後も使用する備品は吉福水源地にある事務所を借りる予定をしております。その移転業務委託料でございます。また、15 工事請負費の改築工事費は 81,756,000 円の追加工事を考えております。なお、これらの数字は我々の要望でございまして、査定で減額される可能性もあります。社会教育課については以上でございます。

文化会館長 次に文化会館の説明をさせていただきます。

歳出の 5 社会教育費 7 文化会館費 15 工事請負費の難視聴地区用中継アンテナ改修工事費に 357,000 円新規計上させていただいております。これは、あすかホールを建設した関係で間野自治会の一部で電波障害が起こっております。それを防ぐため現在は中央公民館に中継アンテナを設置しておりますが、中央公民館を解体することになっておりますのでアンテナを移設する必要があります。よって新たに電柱を立てて、アンテナを設置する費用でございます。

管理課長 補正予算については以上でございます。

委員長 今の説明について、何かご質問等ありますか。

教育次長 補足説明をさせていただきます。

給食センター費の用地購入費について、119,275,000 円計上しておりますが、土地鑑定士に依頼をして単価を決定したもので、役場が適当な額を提示したものではありません。

ん。鑑定士に周辺の取引事例等を参考にしてお出しにいただいた額をもとに交渉価格を町が決定したものです。土地鑑定の満額を参考に地権者である東芝と交渉した結果であり、鑑定額の満額よりは少ない額になっております。あわせて、給食センター全体の動きですけども町長査定と言いますか、政策方針決定の中で新しい町長になり、これまで通りの方針でいくのかどうかを今月 10 日に話をしました。我々としてはこれまでの事業の流れをご説明して、この事業の流れが止まると最終的には子どもたちに迷惑がかかることも含めてお伝えしましたが、最終的には決定しておりません。まだ今日現在は補正予算も含めて保留のままになっております。

教 育 長 go サインが出れば 9 月議会に諮れるということです。

委 員 長 go サインが出なければどうなるのですか。

教育次長 出なければ 9 月議会には諮ることができませんので、本来であれば補正予算が承認されて次のステップに進めるところが、全部止まってしまう。それが 12 月議会まで待てばいいのか、いつまで待てばいいのか目処も立たない状態になります。我々事務側としては何の障壁もないのですが、トップの決断待ちということになります。

管理課長 今回流れるとなれば、その用地はダメという判断になると思うのでまた一から土地を探すことになりそうです。

教育次長 今のスケジュールでは平成 30 年に工事着手する予定ですが、2～3 年の遅れは出るでしょう。となると、給食センターの設備がもつのかという懸念があります。それも踏まえて町長には説明しております。

委 員 補正予算全部ですよ。

管理課長 小学校の修繕やアンテナ移設工事については大きな問題はないとは思いますが、南総合センターと給食センターについてはどうなるのか未定です。

教育次長 いずれにしても 9 月議会の付議案件の締切が来週 16 日と聞いておりますので、それまでに答えは出るはず。今までであれば町長査定はその場で答えが出ていたのですが、今回は全部保留ということでした。まあ、全部保留と言うのも今は答えを出さないというだけで、16 日までにはマルかバツかは出ます。財政課も同席しての査定ですので問題のない部分に関してはマルになると思いますが、南総合センターと給食センターは桁が違う補正なのでどうなるかは心配な部分であります。

委 員 町の予算はそこまで出せないということですか。

教育次長 恐らくですが、査定場で説明を聞いただけでは判断ができないだけだと思います。ゆっくり考える時間が欲しいと。

委 員 それにしては時間が短いですよ。

教育次長 従来は町長がその経緯を知ってのご判断なので。今回は就任されたばかりです。

委 員 補正予算の額が教育委員会だけではなくて、町全体としていくらかあって、その中でも教育委員会が突出して多く、すぐにそんなにお金出せないから、用地購入費を今年度の支払いは半分に、とかいった見直しはないのですか。

教育次長 査定場には財政課がすべて同席してお金の面ではある程度掴んでおりますので、財政課としては大丈夫というものもありますし、南総合センターについては財政課からも「もう少し予算を抑えて欲しい」という指示は出ております。最終的にそれを踏まえて

町長が全部マルにしても財源的にはどうにかなるだろう、ということは財政課も承知の上なので全くお金がないからといった話ではありません。そこは町長の施政方針としての決断になってきます。

委員 この事業に対する必要性があるかないかの町長のご判断ということですね。

管理課長 給食センターについては他に適した用地があるのではないかと、というお考えです。

委員 この土地は何坪くらいありますか。

教育次長 約 5,400 ㎡で 10,300 円/㎡なので坪あたり 61,000 円程でしょうか。調整区域にしたら若干高いように思いますね。

委員 結構高いね。

管理課長 鑑定してもらおうと高くなりがちですね。

教育次長 基準が揖保線の都市計画街路に関係していて、当時、県が先行して用地買収をしております。県は道路を作るためにはいい金額を出していますので、その取引事例があるので金額が上がってしまいます。東芝さん以外に個人の方が 2 名いらっしゃるのですが、うち 1 名は揖保線のとおりと同じ地権者なので、県と近い額にしておかないと交渉がスムーズにいかないのでは鑑定額を重視しました。

委員長 16 日の返事待ちということですね。

教育長 給食センターは築 43 年やからね。耐用年数がきてるのは確かやね。あと 2~3 年、3~4 年もつか。

委員 2~3 年もつなずとそのままでもいいのでは。

教育長 いやあ。

委員 いや、変えるなら今すぐ変えないと 2~3 年延ばしたからといってどうなるわけではないでしょうし、変えるなら今のタイミングでしょ。

教育長 いつ止まってもいいような設備やからね。

委員 僕も以前に見学行きましたけど、なかなか大変なんやろうなと思いますね。何も時期として早いことはないやろうね。2~3 年待てという根拠はあるのでしょうか。

教育長 まだ決断に至らないだけだと思いますが。

委員 竹広にはたくさん田んぼがありますけどね。

教育長 給食センターは工場扱いになるので、どこでも建てられるわけではない。だから場所が限られてくるということです。

管理課長 教育委員会としてはこの案でよろしいですか。

委員長 そうですね。教育委員会はこの予算案でいくという形でよろしいですか。

各委員 異議なし。

委員長 では承認します。それでは議案第 52 号をお願いします。

管理課長 <第 52 号議案「平成 28 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」朗読>

管理課長 <第 53 号議案「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」朗読>

管理課長 <第 54 号議案「学校指定の変更申立てに関する専決処理について」朗読>

以上 3 議案については個人情報保護のため非公開

- 管理課長 <第 55 号議案「太子町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」朗読>
96 ページをお開きください。これにつきましては、これまでも就学奨励費を支出しており、「国の予算の範囲内」ということで支給しております。ただし、要綱の未整備ということが分かりましたので、他市町でも未整備のまま支給しているところはございますが、支給する以上は要綱を整備しておいたほうがいいだろうということで今回改めて制定させていただきます。ちなみに、就学奨励費とは特別支援学級に通われている子を持つ保護者に第 4 条に定めております各種費用を支給しているものであります。
- 委 員 特別支援学校ですか。
- 管理課長 特別支援学級です。
- 委 員 第 3 条の「収入額が需用額の 2.5 倍未満」とありますが、需要額とは何ですか。
- 管理課長 所得制限がありまして。
- 委 員 第 2 条に書いてありました。ごめんなさい。
- 管理課長 「法 8 条第 1 項に規定する保護者の属する世帯の需要の額」です。要は国の定める額があってそれを下回る人に支給するということです。
- 教 育 長 所得制限は必要やな。
- 委 員 2.5 倍って決まっているんやね。
- 管理課長 2.5 倍というのは国が示す額です。国が定めた法があるのでこれまでは要綱を整備していなかったのです。けれども、町が支給する以上、要綱を定めておいたほうがいいだろうということです。
- 委 員 現金支給ですか。
- 管理課長 現金支給なんですけど、学校長に委任しておりますので、教育委員会は学校へ振込みをさせていただいて、修学旅行費等は学校が支払ったものに充てております。学用品費等は学校から保護者に振り込んでもらっております。
- 委 員 今後、このような手続きがいるということですか。
- 管理課長 いえ、やり方はこれまでと同じです。
- 委 員 長 他に質問はよろしいでしょうか。なければ承認します。
- 各 委 員 異議なし。
- 管理課長 <第 56 号議案「太子町立学校教職員ストレスチェック制度実施規程の制定について」朗読>
100 ページをお開きください。これにつきましては、労働安全衛生法の改正がありまして昨年の 12 月に施行されております。常時 50 人以上の従業員をかかえている事業所については従業員のストレスチェックをしましょう、もし、高ストレスの判定が出た場合は産業医がおりますのでそちらにかかるように勧奨したり、職場環境の改善に向けて努力しましょうということを定めております。ちなみに太子町におきましては、公立学校共済組合が実施するストレスチェックのメニューがありますので、そこに委託して実施

する方向で検討しております。

委員 管理課長 まだやってはいないということですか。

委員 管理課長 はい。

委員 管理課長 規程をきっちり作ってから実施するということですね。

委員 管理課長 概ね公立学校共済との調整は終わっておりますので、あとは実施するということです。文面を読むと難しいのですが、公立学校共済のサイトを開いて、自分のパスワードを入力して、質問に答えてもらいます。その後、公立学校共済から結果を本人へ通知するという流れです。全部電子媒体で行います。

委員 管理課長 それは本人にだけ通知されるのですか。

委員 管理課長 そうです。教育委員会に知らせてもいいという本人の同意があれば知ることにはできますが、基本的には分かりません。統計の結果は出ます。

委員 管理課長 高ストレス者がどれくらいいるとか。

委員 管理課長 そうです。

委員 個人情報は出ないということですね。

委員 誰が高ストレス者かは分からないと。分からなければ改善の仕様が無いのではないように思うけど。

教 育 長 最近では精神疾患が多いのでその予防ですね。高ストレス者がおれば病院にかからせるとか処置をしないとあかんね。

委員 そうですね。

委員 報告せんと直接病院行くっていう人がいるかもしれませんね。

委員 管理課長 そうですね。

委員 他に質問はよろしいでしょうか。異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

委 員 長 では承認します。

本日の議事は全て終了しましたが、その他の教育長人事についてお願いします。

●その他

管理課長 はい。詳細は教育長からお話しますが、まず始めにお配りしております資料をご覧ください。

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第10条 朗読＞

教育長が辞職するには町長と教育委員会の両方に同意を得る必要があるという内容です。また、次ページは町長が発行されている「第4回至誠」ですが、校区再編について書かれております。また、平成28年3月議会であった校区再編についての一般質問の議事録もつけておりますのでご一読ください。では教育長お願いします。

教 育 長 お時間を取らせて申し訳ございません。ここで経緯を報告させていただき、参考にしていただけたらと思います。

まず8月1日の8時半過ぎに服部町長が来られてお話をしました。会議があったので15分ほどしか時間がとれませんでした。会議の後、10時ごろから約1時間お話をしま

した。内容は、町長と私（教育長）の考え方が違うので辞めていただけたらということでした。考え方の違いとはどのようなところですか、と聞きなおしましたら 3 月議会の一般質問で当時の服部議員から質問を受けまして私が答えております。その答えをもって、第 4 回至誠に報告されております。議会の議事録に少し目を通していただけますか。

このやり取りの後に第 4 回至誠にあります通り校区再編について書かれている訳です。まあ、1 回読んでいただいても分かりにくい部分もあるかもしれませんが、教育委員会職員並びに各教育委員さんも校区再編についての要望の声は聞かれていないとは思いますが。私も聞いておりませんが、当時、服部議員は歩いているときに何人かから聞いたと言われております。行政としては、私も申しておりますとおり、機運と言いますか、世間が盛り上がってこなければ校区再編についてのお話はありませんよという姿勢をとらせていただいたのです。けれども服部町長は行政側から「どのようにしましょうかね」「どういう風にしたらいいですかね」と投げかける必要があるのではないかとおっしゃっております。当時は議員質問でしたのでこのようにお話させていただきましたが、町長としておっしゃるのであれば教育委員会がアンケートを作って、意識を数値化して調査することはできますと 8 月 1 日にはお話させていただきました。ただ、町長が辞めていただきたいとおっしゃるのであれば辞めるべきなのか、それとも今まで通りの教育委員会の流れに従うべきか悩んでおるところでございます。町長と考え方が合致する後任が見つかれば私は身を引きますということはお伝えしております。経緯について報告させていただきました。

委員長 では次回の日程を決めさせていただきます。

教育長 9 月 12 日（月）か 13 日（火）はいかがですか。または 20 日（火）とか。

委員 13 日の方がいいです。

委員 時間は朝早くか、夕方かの方がいいです。

教育長 では 9 月 13 日（火）午後 3 時 30 分でいかがでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 では次回、9 月 13 日（火）午後 3 時 30 分に開会させていただきます。

以上で 8 月定例教育委員会を閉会いたします。長時間にわたりご苦勞様でした。

平成 28 年 8 月 12 日 午後 5 時 52 分閉議